

栃木県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、栃木県知事から、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和7（2025）年3月28日

栃木県監査委員

森澤隆

同鎌形俊之

同佐藤良

同渡辺幸子

監査の結果の措置状況
(指摘事項)

監査対象機関名	監 査 年 月 日	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
真岡県税事務所	令和6（2024）年 11月19日	不動産取得税において、所属内の確認不足を要因として、課税標準の特例を適用できる二世帯住宅と誤認して賦課決定したことから、その課税額に不足が生じているものが1件 720,000 円あった。	市が家屋評価した原始評価課税事務において、真岡市のデータと提供された図面等を精査していたにもかかわらず、独立した二つの区画の要件に該当しないことを見落とし誤った課税をしてしまいました。 その原因としては、担当者の認識不足と所属のチェック体制が不十分であったことが考えられます。 なお、事務局監査後、真岡市と当物件について再確認し、課税を取り消した後正しい税額で再課税しました。既に納付済みとなっています。 全ての二世帯住宅について再度図面等を精査し、誤った課税がないことを確認しました。 今後は、これまで照合者・修正者の2者で図面の目視により行っていた要件確認について、課長も確認することにより内部チェック体制を強化いたします。具体的には、判定チェックシートを照合者が作成し、各要件について照合者・修正者・課税課長の3者がそれぞれ内容確認を行うことにより、適切な課税に努めて参ります。
		令和5年度の定期監査において、業務委託における仕様書で定める書面を受領していないことについて注意事項となったにもかかわらず、令和6年度の定期監査に	令和5年度の注意事項を受け、チェックリストにより業務委託に必要な書類及び資格の確認を行ってまいりました。 しかし、本件指摘事項に係る業務委

		においても同様の事例があった。 今後は、実効性のある再発防止策を講じるなど、適切な事務処理に努められたい。	託契約の委託業者は、別の業務委託の受託者であり、その契約で提出を受けた業務責任者選任通知書により資格確認ができたため、当該契約では技術者選任通知書のみ提出を求め、業務責任者選任通知書の提出を受けずに業務を行わせてしまいました。 その原因としては、担当者の認識不足と所属のチェック体制が不十分であったことが考えられます。 なお、未提出分の業務責任者選任通知は10月17日に受領し、資格等を再度確認しました。 全ての業務委託契約等について点検を行い、ほかに同様の案件はないことを確認しました。 今後は、契約ごとに必要な書類を把握するため、確認リストを作成するとともに、速やかな書類の提出を求め、支出負担行為の際には当リストを添付し書類に不足がないことを再度確認することとしました。 令和5年度の注意事項を受け、同様の案件が発生しないよう体制強化を図ったところですが、対応が不十分であったと重く受け止めております。今後は複数人でのチェック体制を十分機能させ、適正な事務の執行に努めて参ります。
県央産業技術専門校（「県北産業技術専門校」・「県南産業技術専門校」を含む。）	令和6（2024）年 11月22日	授業料減免事務において、所属内の認識不足により、令和5年度前期分の減免継続者の認定が著しく遅延していた。また、令和6年度前期分の減免継続者の認定を実施していなかった。 今後は、実効性のある再発防止策を講じるなど、適切な事務処理に努められたい。	令和5年度の2年生の前期授業料減免認定については、必要書類の取りそろえや家庭状況の確認等に時間を要した案件が影響し、全体的に認定が遅延したものです。 また、令和6年度の2年生の前期授業料減免認定漏れについては、事務引継に行き違いがあり、前年度末に行った適格認定をもって減免認定も行われているとの認識があったため、事務処理を行っていなかったものです。 定期監査後、令和6年度2年生の前期授業料減免認定漏れについては、速

			やかに減免認定を行いました。 なお、再点検をしたところ、ほかに同様の案件はありませんでした。 今回の監査結果を受け、認定の審査に時間を要する案件は個別対応とし、他の案件を先行して処理するなど事務の進め方を見直すとともに、減免事務に係る各種根拠規程を踏まえ、認定事務の流れを時系列的に整理したマニュアルを作成し、担当者が変更になっても適切に対応できる環境を整えました。 今後は、同様の誤りが発生しないよう、事務処理を明確に引き継ぐとともに、所属内でのチェックをより一層徹底し、再発防止に取り組んで参ります。
大田原土木事務所	令和7(2025)年 1月14日	令和5年度の定期監査において、工事請負費の締切排水工の水替日数に係る設計額誤りについて注意事項となった。 その措置状況の報告において、同様の事務処理を行っている他の案件はなかったとしていたが、報告時点ですでに完了していた別の工事において同様の誤りがあることが、令和6年度定期監査で判明した。 今後は、所属内の点検を十分に実施するなど、内部統制が有効に機能するよう、適切な再発防止策を講じられたい。	令和5年度の定期監査において工事請負費の締切排水工の水替日数に係る設計額誤りについて注意事項となったが、同様の誤りがないか前年度のみを精査したため、当該年度中の案件を見落とししました。 令和5年度定期監査以降の水替日数の計上について、積算チェックリストにおける仮設工の確認項目を追加し検算によるチェック体制を強化、所内技術調整会議において担当者等に対する違算防止のための継続的な指導を行うなど体制強化を行っており、現在実施中の工事についても再度内容確認を実施しました。 なお、措置状況報告日までの水替日数を計上している案件について精査しましたが、ほかに同様の案件はありませんでした。 今後は、チェックリストへの項目追加により確認体制の強化を図るとともに、年度初めの技術調整会議により所内への周知徹底を図って参ります。